

# アイスランドの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

アイスランド共和国（以下「アイスランド」という）は、北大西洋にある共和制の国家である。国土の面積は、北海道と四国を合わせた程度である。首都はレイキャビク、公用語はアイスランド語、通貨はアイスランドクローナである。国土の一部は北極圏に位置し、世界最北の島国であるが、アイスランド南部は、北大西洋湾流の影響のため、高緯度の割には温和な気候である（レイキャビクの平均気温は1月が約0度、7月が約11度）。アイスランドはユーラシアプレートと北アメリカプレートの裂け目に位置しているため、火山活動が活発であり、温泉がある。これらのことから、アイスランドは「氷と火の国」と呼ばれることがある。また、アイスランドでは、再生エネルギーの利用が進んでいる（発電量のうち、水力発電が約7割、地熱発電が約3割を占める。火力発電所、原子力発電所は無い）<sup>2</sup>。

もともとは無人島であったアイスランドに、9世紀頃より、ノルウェーからはバイキングのノース人、スコットランド及びアイルランドからはケルト人が移住し始めた。930年に、世界初の近代議会と言われる「アルシンギ」が発足した。「アルシンギ」は、立法機能と司法機能を有する全島集会であった<sup>3</sup>。アイスランドは、1282年にノルウェーに支配された後、1380年にデンマーク領となった。そして1904年にはデンマークから自治権を獲得し、1918年にはデンマーク国王を元首とする同君連合が成立した。第二次世界大戦中、デンマークがナチス・ドイツに支配されたことをきっかけとして、アイスランドは英軍及び米軍に占領されたが、1944年にデンマークからの分離・独立を宣言し、アイスランド共和国が成立した。2008年の世界金融危機の影響により、投資資金が国外に流出し、アイスランド経済は危機的状況に陥った。2008年10月には、アイスランドの3大銀行が債務不履行に陥り、政府管理化に置かれた<sup>4</sup>。しかし、その後は2011年までIMFの支援を受ける等したことから、

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』（二宮書店、2015年）324頁。

<sup>3</sup> 石渡利康著『アイスランド法の発展と理念』（高文堂出版社、1988年）17～18頁。

<sup>4</sup> アイスランドの3大銀行が政府管理化に置かれるまでの経緯等については、土屋智恵子著「アイスランド三大銀行にみる破綻とその処理実務の現状～とりわけカウプシング銀行を中心に」（『事業再生と債権管理 No.127』（金融財政事情研究会、2010年）所収）を参照されたい。

アイスランド経済は回復基調にあると言われている<sup>5</sup>。

アイスランドは、非核・非武装国家を標榜している（但し、180人の準軍隊が存在する）が、1949年からNATOの原加盟国であり、1951年から2006年までの間は、米国の空軍基地が存在していた<sup>6</sup>。また、米国との間で二国間の防衛協定が締結されており、有事の際のアイスランド防衛が保障されている<sup>7</sup>。

アイスランド法は、「北欧法族」に属する。一般に、北欧法族は、その類似性の度合いにより、(ア)スウェーデン法とフィンランド法、及び(イ)デンマーク法とノルウェー法の2つのグループに分けられる<sup>8</sup>。アイスランドの法制度は、その歴史的経緯から、最初はノルウェーから、次にデンマークから、強い影響を受けた<sup>9</sup>。その意味で、アイスランド法は上記(イ)に分類することができよう。但し、アイスランドの会社法制度はオランダ法の影響を強く受けていること等からわかるように、必ずしもデンマーク法とノルウェー法の影響だけを受けているわけではない点に留意が必要である。

## II 憲法

現行のアイスランド憲法典は、1944年に制定され、その後、1957年、1968年、1984年、1991年、1995年、1999年というように、幾度もの改正を受けている。アイスランド憲法典の主な体系は、表1のとおりである。なお、アイスランド憲法典には各章の見出しありが、便宜上、筆者が内容に従って各章の見出しを表1に記載した。

表1：アイスランド憲法典の主な体系<sup>10</sup>

第1章 総則	第1条～第2条
第2章 大統領	第3条～第30条
第3章 アルシンギ（議会）の構成	第31条～第34条
第4章 アルシンギ（議会）の運営	第35条～第58条
第5章 司法	第59条～第61条
第6章 国教会	第62条～第64条

<sup>5</sup> 本稿におけるアイスランドの歴史については、前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』324～325頁等を参照した。

<sup>6</sup> 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2015年版』324～325頁。

<sup>7</sup> 「アイスランド共和国 基礎データ」(外務省、2015年)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iceland/data.html#section3>

<sup>8</sup> 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007年) xi頁。

<sup>9</sup> アイスランドの法制度が歴史的にノルウェー及びデンマークから受けた影響については、前掲・石渡利康著『アイスランド法の発展と理念』に詳述されている。

<sup>10</sup> 憲法典の英訳は、アイスランド政府の下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.government.is/constitution/>

## 1 統治機構

### (1) 大統領

アイスランドの国家元首たる大統領は、公選により選出される（3条）<sup>11</sup>。大統領の任期は、8月1日から、4年後の7月31日までである（6条）。再任を禁止する規定は無いため、何回でも再任されることができる。もし大統領が任期の途中で死亡又は辞任した場合、残りの任期を務める新しい大統領が選出される（7条）。大統領は、アルシンギの議員を兼任してはならず、また、公共機関又は民間企業のために有償で雇用されてはならない（9条1項）。大統領は、任期の途中であっても、アルシンギの三分の二の議員の議決に基づき実施された国民投票の過半数により罷免される（11条3項）。もし国民投票の結果、大統領が罷免されなかつたときは、アルシンギは直ちに解散し、新たな選挙が実施される（11条4項）。

立法権は、アルシンギと大統領が共同で行使し、行政権は、大統領と政府機関が行使するものと規定されている（2条）。大統領は、首相及び閣僚を任命・罷免する（15条、17条）。政府の長は、首相である。議会の多数派の党首が、首相として、大統領により任命される。

憲法は、大統領の権限についても規定している。例えば、大統領は、条約を締結することができる。但し、領土・領海の放棄を伴うとき等はアルシンギの同意を得なければならない（21条）。大統領は、アルシンギを解散することができる。解散が公布されてから45日以内に新しい選挙が実施され、解散から10週間以内にアルシンギが召集される（24条）。大統領は、アルシンギに法案及び決議案を提出することができる（25条）。法案がアルシンギを通過した場合、2週間以内に、承認のため大統領に提出される。この承認により法律は発効する（26条）。

### (2) アルシンギ（議会）

アイスランドの議会は「アルシンギ」と呼ばれる。アルシンギは、比例代表の秘密選挙により選出された任期4年の63名の議員からなる（31条1項）。従前は、二院制が採られていたが、1991年の憲法改正により、一院制に変更された（32条）。

投票日において18歳以上のアイスランド国民は、アルシンギ議員の選挙権を有する。また、投票日においてアイスランドに永住している者は、法律に別段の定めが無い限り、アルシンギ議員の選挙権を有する（33条1項）。

アルシンギ議員及び閣僚は、法案及び決議案を提案することができる（38条）。法案は、可決されるまでに、アルシンギにおいて3度の読会を経る必要がある（44条）。アルシンギの決議は、出席議員の投票総数の過半数により行われる（53条）。

---

<sup>11</sup> ちなみに、1980年に、アイスランドで、世界で初めて、公選により女性大統領が選出された。

### (3) 裁判所

司法権は、裁判官が行使する（2条）。裁判官は、職権の行使にあたり、法にのみ従う。管理権限を有しない裁判官は、裁判によらなければ罷免されず、また、組織変更による場合を除き、自己の意思に反して異動させられない（61条）。アイスランドの憲法典は、司法制度については、あまり多くの規定を置いていない。

### (4) 国教会

アイスランドでは、福音ルーテル教会が国教会とされており、国家により維持・保護されるものとされている（62条1項）。但し、全ての国民は、公序良俗に反しない限り、宗教団体を組織し、自己の信じるところに従い宗教活動を行う権利を有する（63条）。

何人も、自己が属していない宗教団体への個人会費の支払を強制されることはない（64条2項）との規定は、当然のこととして理解できる。しかし、いかなる宗教団体にも属していない者は、アイスランド大学に対し、もし宗教団体に属していれば支払わなければならなかつたであろう費用を支払わなければならない（64条3項）との規定に対しては、違和感を覚える。

### (5) 憲法改正

憲法改正のためには、アルシンギの臨時会において憲法改正案が提案されなければならない。もし提案が採択されると、アルシンギは直ちに解散となり、通常選挙が実施される。その後、アルシンギが同一の憲法改正案を採択すると、大統領の承認を経て、憲法改正が発効する（79条1項）。

2010年から2013年にかけて、アイスランドでは、クラウドソーシングを利用した憲法改正の試みが行われた。アイスランドでこのような画期的な試みが行われた要因としては、①2009年のアイスランドの経済危機を発端として国民の政治に対する関心が高まったこと、②アイスランドではインターネット利用者率が97%にのぼっており、国民の多くにとってクラウドソーシングの利用が身近であったこと等が挙げられる。具体的には、2010年、アルシンギは、憲法改正を検討させるため、諮問的な憲法評議会（25名の評議員は、直接選挙により選出される）を設置した。憲法改正の第一次草案はFacebook上に掲載され、これに対し数多くの意見が提出された。また、Twitterやメールでも意見交換が行われ、評議員による説明がYouTube上に掲載された。これらの検討を受けて修正された憲法改正草案が、アルシンギに提出された。2012年10月に行われた諮問的国民投票の結果は、投票総数の約3分の2が、憲法改正草案に基本的に賛成するという意見であった。しかし、上記の諮問的国民投票の「質問の意味の曖昧さ」及び「アルシンギに対する法的拘束力」をどう捉えるかについては、大きな議論が巻き起こった。結局、今日に至るまで、上記の憲法改正は実現していない。その理由としては、①憲法改正作業を政治の場から諮問機関に移すことの可能性・妥当性について疑問が生じたこと、②「憲法改正草案の検討・策定」と「憲法改正草

案の採択」を明確に区別し、前者は政治の素人が何とか完成までこぎ着けたとしても、法的整合性を図る必要性等から、アルシンギによる更なる検討が必要となること、③アルシンギは2011年7月に出された評議会の提案に対して迅速に対応することができず、1年も無駄に経過した後に諮詢的国民投票の実施を決定したこと、④評議員を選出するための選挙の手続が2011年に最高裁判所判決により無効とされ、憲法評議会の設置は最初から躊躇っていたことが挙げられている<sup>12</sup>。アイスランドの現在の政権の下では、憲法改正は予定されていないようである。

## 2 人権

アイスランド憲法典の第7章は、法の下の平等（65条）、国籍を剥奪されない権利（66条）、人身の自由（67条）、拷問の禁止（68条）、遡及処罰及び死刑の禁止（69条）、無罪の推定（70条）、住居の不可侵及び通信の秘密（71条）、財産権の不可侵（72条）、思想良心及び表現の自由（73条）、集会結社の自由（74条）、職業選択の自由（75条）、公的扶助・教育・子どもについての法による保護（76条）を保障している。

社会権の規定が少ないと、いわゆる「新しい人権」について規定されていないこと等から、クラウドソーシングの利用により憲法改正が議論されてきたが、前述したとおり、現在までのところ、憲法改正は実現していない。

## 3 法令及び判決例

アイスランドの主な法源は、憲法、制定法、施行規則、判決例、慣習法である。アイスランドの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。全てのアイスランド語による制定法及び施行規則、並びにそれらの一部の英訳は、アルシンギのウェブサイトに掲載されている。アイスランドの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、例えば、制定法が存在しない不法行為法の分野において、判断基準を具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。現在は、裁判所の判決も、裁判所等のウェブサイトに掲載されるようになっている<sup>13</sup>。

## 4 欧州連合（EU）の影響

アイスランドは、1946年に国際連合、1949年にNATO、1970年に欧州自由貿易連合（EFTA）、1994年に欧州経済領域（EEA）、1996年にシェンゲン協定に加盟し、欧州諸国

---

<sup>12</sup> Björg Thorarensen著「Why the making of a crowd-sourced Constitution in Iceland failed」

<http://constitutional-change.com/why-the-making-of-a-crowd-sourced-constitution-in-iceland-failed/>

<sup>13</sup> 「The legal system in Iceland」（Icelandic Financial Services Association）

<http://sff.is/en/legislation/legal-system-iceland>

との協調路線を探っている。2008年世界金融危機を発端とするアイスランド経済の破綻危機を受けて、2009年にアイスランドはEU加盟申請を提出し、加盟交渉が開始された。

しかし、2013年に政権交代により発足した進歩党と独立党の連立政権は、EU加盟申請を2015年に撤回した。その背景には、①アイスランドが商業捕鯨及び漁業権益を維持する政策を探っていることにつきEU加盟により変更を迫られるおそれがあったこと<sup>14</sup>、②アイスランドとしては欧州経済領域（EEA）により実質的にEU加盟と同じ経済的効果が得られ、EUに加盟しなくても自力で経済回復が可能という認識が広まってきたこと等があったと考えられる。

### III 民法

アイスランドには、統一的な「民法典」は無い。個別の分野ごとに法律が制定されており、例えば、「不動産の所有・利用権に関する法律」、「個人名法」、「相続法」等がある。

アイスランド人の名前は、原則として、「ファーストネーム」と「父称」<sup>15</sup>からなり、日本人のような「姓」は無い。父称は、①男性の場合は、「父親のファーストネーム+son（ソン）」で構成され、②女性の場合は、「父親のファーストネーム+dóttir（ドッティル）」で構成される。アイスランド人が結婚しても、「ファーストネーム」と「父称」は全く変わらない。子供の「ファーストネーム」は、アイスランド語に容易に取り入れられるものでなければならぬため、限定されたリストの中から選ぶ必要がある。このようなアイスランド人の命名方法は、古くは全てのスカンジナビア諸国で用いられていたものである。

また、アイスランドでは、2010年に、同性婚を認める法改正が行われた。これと同時に、登録パートナーシップ法（パートナーシップ登録を行うと、相続、税金、社会保障等の面において、婚姻と同様に扱われる制度）は廃止された<sup>16</sup>。

### IV 会社法

アイスランドに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、子会社を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、子会社は、外国企業から独立した法人格を有するアイスランド法人である。

外国企業がアイスランドに現地法人を設立する際に多く利用される主な会社は、表2のとおりである<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 前掲「アイスランド共和国 基礎データ」

<sup>15</sup> 例外的に、「母称」が用いられることがある。

<sup>16</sup> Dwyer Arce 著「Iceland parliament approves same-sex marriage legislation」  
<http://jurist.org/paperpurchase/2010/06/iceland-parliament-approves-same-sex-marriage-legislation.php>

<sup>17</sup> 「Establishing a business in Iceland」(PwC)

表2：アイスランドで設立が認められている主な会社

名称	アイスランド語	説明
非公開有限責任会社	Einkahlutafélag (ehf)	出資者は出資額の限度で責任を負う。設立時の最低資本金額は 500,000 アイスランドクローナ。発起人は 1 名以上(うち少なくとも 1 名はアイスランド居住者等でなければならない)。出資者は 1 名以上。出資者が 4 名以下の場合、取締役は 1 名又は 2 名。出資者が 5 名以上の場合、取締役は 3 名以上。いずれの場合も、少なくとも 1 名は業務執行取締役でなければならない。取締役の半数以上及び業務執行取締役は、アイスランド居住者等でなければならない。
公開有限責任会社	Hlutafélag (hf)	出資者は出資額の限度で責任を負う。設立時の最低資本金額は 4,000,000 アイスランドクローナ。発起人は 2 名以上(うち少なくとも 1 名はアイスランド居住者等でなければならない)。出資者は 2 名以上。取締役は 3 名以上(うち少なくとも 1 名は業務執行取締役でなければならない)。取締役の半数以上及び業務執行取締役は、アイスランド居住者等でなければならない。

アイスランドの会社法制度は、オランダの会社法制度を参考に策定されたものである<sup>18</sup>。非公開有限責任会社及び公開有限責任会社のいずれについても、出資者は出資額の限度で責任を負う。最低資本金額は、非公開有限責任会社の場合は 500,000 アイスランドクローナ、公開有限責任会社の場合は 4,000,000 アイスランドクローナとされている。公開有限責任会社の方が、非公開有限責任会社よりも、法規制が厳格である。一般的に、非公開有限責任会社は小規模の会社に適しているのに対し、公開有限責任会社は大規模の会社に適しているといえる。なお、いずれの会社においても、従業員代表を取締役に選任する必要はない。

## V 民事訴訟法

アイスランドは、最高裁判所（1 か所）及び地方裁判所（8 か所）の二審制を採用している。これらの裁判所は、民事事件及び刑事事件の両方を管轄する。また、上記の他に、2 種類の特別裁判所がある。1 つは、労働事件を管轄する労働裁判所である。もう 1 つは、閻僚

---

<http://www.pwc.is/en/about-us/establishing-business-in-iceland.html>

<sup>18</sup> Áslaug Björgvinsdóttir 著「Icelandic Company Law」

<http://www.scandinavianlaw.se/pdf/45-3.pdf>

の刑事事件を管轄する弾劾裁判所である<sup>19</sup>。

アイスランドの現行の民事訴訟法典は、1991年に制定されたものである。一般民事事件の提訴は、地方裁判所に対して行う。提訴は、原則として、権利行使し得る時から4年以内に行わなければならない。その他、異なる期間の制限が設けられている場合がある。アイスランドの民事訴訟法制度には、陪審制、ディスカバリーや懲罰的賠償の制度は無い。民事訴訟は通常、約12か月かかる。第一審判決に不服がある者は、最高裁判所に上訴することができる<sup>20</sup>。

## VI 刑事法

アイスランドの現行の刑法典は、1940年に制定された一般刑法典である<sup>21</sup>。これは、デンマークの刑事法制を基本としつつ、アイスランドの法律家の寄与も受けたものであった。一般刑法典の特徴としては、①死刑は無く、終身刑が規定されていること、②不定期刑が規定されていないこと、③保安的収用処分、市民権剥奪について規定されていること、④悪質な累犯者に対する不定期の保安処分の規定があること等が挙げられる。また、現行の刑事訴訟法は、1974年に成立したものである。アイスランドの刑事政策の特徴として、デンマーク、スウェーデン及びノルウェーのように、処遇の個別化、不定期化が広まらなかつたことが挙げられる<sup>22</sup>。

アイスランドは、汚職が極めて少ないとでは世界トップクラスであると言われている。汚職が極めて少ない原因の一つとして、アイスランドでは、現金流通量が非常に少なく、キャッシュレス決済（クレジットカードやインターネットバンキング）が普及していることが挙げられる<sup>23</sup>。

## VII 参考資料

以上、アイスランド法の概要を簡単に紹介してきたが、アイスランド法についての日本語の文献・論文等は極めて少ない。その中で、アイスランド法の発展の歴史等を紹介する石渡

<sup>19</sup> Kristín Edwald ほか著「Iceland - Law & Practice」  
<http://www.chambersandpartners.com/guide/practice-guides/location/241/6599/1483-200>

<sup>20</sup> 前掲・「Iceland - Law & Practice」

<sup>21</sup> 一般刑法典の英訳は、WIPOのウェブサイトに掲載されている。  
<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=2437>

<sup>22</sup> 田村章雄著「アイスランド刑事法制史概説(3)・完」（『比較法雑誌』第28巻第3号）（日本比較法研究所、1994年）所収）88～91頁。

<sup>23</sup> スティーブ・モリヤマ著「アイスランド：グローバリゼーションの波に乗る環境問題先進国」  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/money/20080201/146150/>

利康著『アイスランド法の発展と理念』(高文堂出版社、1988年)は、貴重な研究成果であるといえる。

他方、英語による情報源及び文献・論文等は、比較的多いように思われる。多くの法律の条文も、アイスランド政府<sup>24</sup>及び世界銀行<sup>25</sup>による英訳が作成・公表されている。英語による情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Researching Icelandic Law」等が参考になる<sup>26</sup>。

今後は、現在のアイスランド法に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.43 No.11』(国際商事法研究所、2015年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第38回 アイスランド」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>24</sup> <http://eng.innanrikisraduneyti.is/laws-and-regulations/english/>

<sup>25</sup> <http://www.doingbusiness.org/law-library/iceland>

<sup>26</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Iceland1.html>